

令和2年度 第8回朝来市農業委員会総会議事録（公開用）

- 1 開催日 令和3年3月17日（水）午後1時30分から午後3時23分
- 2 開催場所 あさご・ささゆりホール
- 3 出席した農業委員 12人
1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員
4番 奥藤 康正委員 5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員
7番 米田 利秋委員 8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員
10番 大田垣 強委員 11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員
13番 西 好朗職務代理者 14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 2人
1番 松浦 修三委員 3番 前田 由記夫委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 10人
- 6 現地調査委員
農業委員 松浦 修三委員 大森 げん委員
推進委員 大橋 悟委員 奥 武史委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第32号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第33号 農地法第4条申請について
日程第3 議案第34号 農地法第5条申請について
日程第4 議案第35号 非農地証明申請について
日程第5 議案第36号 下限面積（別段の面積）の設定について
日程第6 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7 議案第38号 農業経営改善計画書の意見聴取について
- 8 農業委員会事務局職員
次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 藤本 宏子 支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員
主事 西谷 和徳
- 10 会議の概要
○事務局 それでは、ただいまから第8回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付いたしております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思えます。

会長、よろしくお願ひいたします。

○石原会長 それでは、座って進めさせていただきます。

それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名でございます。

○石原会長 ただいま、事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第8回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名について」を上程します。4番の奥籾康正委員、5番の高本知宜委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして、進めさせていただきます。

日程第1「議案第32号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位70番の提案理由の説明を、地元委員の西職務代理者に求めます。

○西職務代理者 失礼します。それでは、説明させていただきます。

70番の航空写真を御覧ください。申請地につきましては、岡田区になります。和田山中学校とフジッコの谷を入れて約1キロ、信号から1キロ行きますと左手に弥生が丘、そして岡田区いうふうになっております。申請地は、岡田区の公民館から法宝寺というお寺のほうに真っすぐ上がっていただきまして、約200メートル上がっていきましてところにございます。譲渡人の●●●●さんは、昔からもう農地は要らんと、誰かもらってくれる、

買ってくれる人いないだろうかという相談も受けておりました。こんな話の中で、ちょうど譲受人の●●●氏が手を挙げられて、双方でお話をされました。この申請地の左側 228 の 1、ここが●●●さんの農地でずっと管理されております。それで、今回申請地も、もう 10 年も 15 年も前から●●●さんが管理をされておりました。そんなことで、譲渡がお互いに成立しまして、区長、農事部長の同意もございます。それから、審議資料の各項目についても適合しておりますので、どうか慎重審議の上、よろしく願い申し上げます。以上です。

○石原会長 続きまして、受付順位 71 番及び 72 番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、御説明いたします。71 番、72 番、少し関連がございますので、通して御説明をさせていただきます。

案内図を御覧ください。この辺りにつきましては、まず地元の者しか通常行き来しないということがございますけれども、播但線、JR 青倉駅から南向き桑市方面に行く道筋とお考えいただいたらありがたいと思います。円山川と JR 播但線との間に当地がございますので、その辺りに今回の物件があるというふうに御理解ください。71 番の●●●●●さんと、それから 72 番の●●●●●さんは御兄弟でございまして、遺産相続をされまして、2 人がこの田畑を引き継がれたということがございます。ただ、1 筆の所有者でございます●●●●●さんは病気療養中をございまして、もうこういった田畑を農業することはもうしないということがございまして、今回、●●●●●さん、物部の方でございますが、その方に、この申請を上げるまでの田 2 筆については、もう既に管理を任されておったということがございます。一部の田んぼは、水稻が耕作され、あと 1 枚は管理が十分されておったというような状況の中で、今回、3 条申請の話がまとまりまして、●●●●●さんと●●●●●さんのそれぞれの所有地を、●●●●●さんに 3 条申請で譲渡されるという話がまとまったということがございます。当地区といたしましては、この●●●●●さんは会社員でございますけれども、非常に農業に関心がございまして、十分な管理が、日常見ておられても管理されてるということがございますし、特に問題はなかろうと思っております。地域としては、こういった若い方が、こういうような困った人の土地を集積していただくということは、非常にありがたいことでございますので、その点を申し添えておきます。よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 70 番から 72 番まで、地元委員からの提案理由の説明をいただきました。現地調査委員の大森委員から補足説明ございますか。

○大森委員 3月の5日の日に、昼から農業委員2名、推進委員2名と職員のほう2名のほうで現地調査をしていただきました。特に問題はなかったと思いますので、審議のほうよろしくをお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

農業委員、推進委員の皆さん、御意見、御質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位 70 番から採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 71 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 72 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第33号、農地法第4条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 続きまして、提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、説明させていただきます。

受付順位 73 番の航空写真を御覧ください。申請地は、枚田の段地区から土田丘方面に向かう農免道路沿いにある農地です。このたび所有者の●●●●様が太陽光発電設備を設置するため、この農地を農地法第4条の申請をされております。申請の案件資料を御覧ください。受付順位 73 番、農地種別は第2種農地で、問題なく審査に値します。一般基準については、資力、事業計画及び設計書、見積書及び金融機関の残高証明についても何ら支障のない内容です。資料等を確認し、目的が果たされるものと思われま。この農地は

諸条件に適した土地であり、隣接土地にも影響がなく、周囲に家屋もなく、地元区長、農事部長、水利組合の代表、それと隣接農地の同意も得られております。何ら問題なく、許可相当と思います。御審議をよろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 73 番について、ただいま提案理由の説明がございました。現地調査委員の大森委員から補足説明ありますか。

○大森委員 現地のほう見させていただきまして、特に問題はないと思いますので、よろしく願います。

○石原会長 農業委員、推進委員の皆さん、御意見、御質問はございませんか。

ないようですので、受付順位 73 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第 3 「議案第 34 号、農地法第 5 条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位 74 番も続けて朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 続いて、提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、説明させていただきます。

受付順位 74 番の航空写真を御覧ください。申請地は、駅北地区の駅北第 2 公園の少し東側、河川側の道路に面する農地です。このたび、譲受人が個人住宅を建てる目的で売買が行われます。譲渡人との売買の合意に至ったので、農地法第 5 条の申請がありました。申請案件審査資料を御覧ください。受付順位 74 番の立地基準については、第 3 種農地。駅北地区の住宅の密集する区域にあり、農地の面積が 132 平米であり、現状畑の状態にあります。一般基準に基づき、金融機関の抵当権抹消の確認、融資証明等についても見積書及び事業計画及び事業内容を確認の上、目的が果たされるものと思われま。影響のある他法令はなく、申請面積が 132 平米で、一般個人住宅用地として適正と思われま。周辺への支障もなく、地元区長、農事部長、隣接する鉄塔用地の関西電力の同意も得られておられ、何ら問題なく許可相当と思われま。御審議をよろしく願います。

○石原会長 受付順位 74 番について、提案理由の説明がありました。

現地調査委員の奥委員から補足説明ありますか。

○奥委員 失礼いたします。3月の5日に委員さん4名、事務局とで現地調査をいたしました。地元委員さんの説明どおり、何ら問題ないと思いますので、審議のほうよろしくお願いたします。

○石原会長 その他、農業委員、推進委員の皆さん、御意見、御質問はございませんか。

これもないようですので、受付順位 74 番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第 35 号、非農地証明の申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位 75 番から 78 番まで、事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位 75 番について、提案理由の説明を、地元委員の私のほうから申し上げます。

まず、75 の図面を御覧ください。ここは山東町一品地区から鯨峠を通過して、夜久野方面へ抜ける道路のあたりです。左下に緑風の郷、特別養護老人ホームがあります。上のほうのナンバー251 の1から 253 の辺がちょっと薄く白くなっております。そこは、おかき製造販売の佳長が新工場を建設中の場所でございます。申請地は、その道路と水路の近くの斜面にありまして、現在雑草がカットしてあって、境界にはくい打っております。申請人の●●さんは昨年12月25日に相続登記をされておりますが、登記するまで申請地の存在を知らなかったということで、耕作できないということで、今回非農地の申請となったということでございます。審議資料の各種要件に該当しておりまして、非農地判定につきましては問題ないと考えます。審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、受付順位 76 番について、提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第 35 号、非農地証明交付申請の承認についてのうち、受付順位 76 番の説明をさせていただきます。

添付の航空写真 6 枚目、受付順位 76 番の写真を御覧ください。申請地は、兵庫県立生野高等学校の東側で、旧国道 312 号線、現在市道になっておりますけれども、この市道に接した農地であります。申請地の登記地目は 2 筆とも畑ですが、現況写真で御覧のとおり、一面にササや樹木が生い茂り、原野化したような状況であります。当該土地は、所有者の●●●●氏が平成 10 年に姫路市に転出され、耕作放棄し、現在に至っております。それでは、申請案件審査資料、最後のページ、受付順位 76 番の項を御覧ください。申請対象地は、先ほど御説明申しましたとおり、原野化しており、農地への復元が困難であること。また、非農地証明発行要件の非農地となってから 20 年以上経過していること。違反転用に対する処分対象となっていないこと。農用地でない土地であること。これら全ての要件を満たしていることから、非農地相当であると思慮します。慎重審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 77 番について、提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、説明させていただきます。

受付順位 77 番の航空写真を御覧ください。申請地は、和田山町枚田の県道物部藪崎線に接する上地地区の土地です。申請地は、昭和 25 年頃耕作をやめ、住居を建築し、宅地として使用してきた地目で、現在は、もともとの地目は田と畑、地籍の合計が 186.95 平米の案件です。申請案件審査資料を御覧ください。現地は昭和 25 年頃に住居を建築し、宅地利用する目的で造成工事を行っています。原形はその建物も取り壊され、更地の状態になっております。現況と合致させるため、ここに非農地証明を履修されました。地元区長の証明も取っておられ、何ら問題なく証明相当と思います。御審議をよろしくお願いいたします。

○石原会長 受付順位 78 番について、提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。受付順位 78 番の航空写真を御覧ください。申請地は、国道 312 号線から加都北交差点から山東方面に約 2 キロ進んだところの工業団地東側にあります道路と接するところから 300 メーターほど筒江の集落の中へ入ったところにあります。

この申請地ですが、申請人は●●●●●さんの相続財産の管理人ということで、財産を整理する中で、当該地があるということが判明し、現況等が続くために今回の申請に至りました。申請には始末書と地元区長印を添付されておりますので、許可相当と思われます

ので、審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 75 番から 78 番まで、提案理由の説明がありました。現地調査委員の大橋委員から補足説明がありますか。

○大橋委員 失礼いたします。3月5日の日に、委員4名と事務局2名で現地確認を行いました。先ほど地元担当委員様より御説明がありましたとおりで、問題なく、補足説明はございません。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

地元委員以外の皆さんからの御意見、御質問はございますか。

特にないようですので、受付順位 75 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 76 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 77 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位 78 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第36号、下限面積（別段の面積）の設定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第36号の提案につきまして、まず検討の報告を農地委員会のほうから

いただきまして、その後、資料内容説明については事務局に求めます。

○西農地委員長 失礼します。先月、農業委員会終了後、農地委員さんにお集まりいただきまして、検討をいたしました。毎年行っている案件ですので、意見もあまり出ず、別段面積と、それから下限面積の説明を事務局のほうから報告受けたような次第です。

本日、また皆さんのほうで御検討いただきまして、御承認いただけるようよろしくお願い申し上げます。

事務局のほうから内容につきまして、説明を申し上げます。

○事務局 失礼いたします。それでは、議案第 36 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積（別段の面積）の設定についての補足説明をさせていただきます。失礼ですが、座って御説明させていただきます。

提案理由の要旨につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。まず、議案書 6 ページ目、資料 1 を御覧ください。農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積についてですが、農地法第 3 条により、農地の権利移動する場合の許可要件の 1 つで、取得後の農地面積の下限面積を定めているものでございます。1 の農地の権利を移動の許可の要件でございますが、農地を農地として売買する場合や貸借する場合など、農地の権利移動するときは農地法第 3 条の規定に基づき、農業委員会の許可を受けなければならないとされております。その許可の審査に際しましては、同法第 3 条に規定する次の許可の要件を全て満たす必要がございます。その許可の要件といたしましては、①の全部効率利用要件、②の農作業常時従事要件、③の地域との調和要件、そして④の下限面積要件がございます。許可要件のうち、④の下限面積要件につきましては、農地の権利を取得する者が、取得後において耕作する農地面積が 50 アール以上であることとなっております。

続きまして、2 の農地法第 3 条許可の要件緩和でございます。平成 21 年の農地法改正によりまして、農業委員会は市町村の区域の全部または一部において、農林水産省令で定める基準、別段の面積の設定基準に従い、下限面積の範囲内で下限面積を緩和する面積、いわゆる別段の面積を定めることができることとなりました。また、別段の面積については、農業委員会の適正な事務実施についてが、平成 22 年で一部改定され、農業委員会は毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議し、その結果を市のホームページ上で公表することとなっております。

7 ページを御覧いただきたいと思います。農林水産省令で定める別段の面積の設定基準

につきましては、農地法の施行規則第 17 条に規定してございます。(1)の基準の区域に限定した設定ですが、①の別段の面積を定める区域とは、自然的、経済的条件から見て、営農条件がおおむね同一であること。②の別段の面積の面積はアールとし、その面積は 10 アール以上であること。③の別段の面積の面積を定める区域内において、定めようとする別段の面積未満の経営面積である農業者が、別段の面積を定める区域内の農業者の総数のおおむね 40%未満でないということという基準がございます。(2)の基準の空き家に付随する農地に限定した設定といたしましては、①の別段の面積を定める区域内に耕作などがされておらずかつ引き続き耕作などがされないと見込まれる農地、いわゆる遊休農地などが相当程度存在すること。②の下限面積 50 アール未満の農地などを耕作する者が増加することにより、別段の面積を定める区域内のその周辺地域における農地などの効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずることがないこと。のどちらにも該当する場合におきましては、新規就農を促進するために適当と思われる面積とすることができるとなっております。

次に、3の朝来市における別段の面積の設定ですが、朝来市では上段の(1)の基準、農地法施行規則第 17 条第 1 項の区域に限定した設定の別段の面積を定める区域は、自然的、経済的条件から見て、営農条件が同一と認められる地域であること。別段の面積の単位は、10 アール以上、その定めようとする面積未満で営農している農家数が、別段の面積を定める区域内の全農家数のおおむね 40%未満でないことを採用してございます。

9 ページ目を御覧いただきたいと思います。資料 2 の下限面積、別段の面積試算表を御覧ください。これは、令和 2 年農地台帳データに基づく、経営耕地面積を 5 アール刻みで区分し、設定する面積区分の累計農家数が全体の何割を占めているかを表した朝来市の下限面積、別段面積の試算表でございます。この割合の、おおむね 40%未満のおおむねは、従来国や県においてプラス・マイナス 20%という指導、運用がなされていることから、32%以上 48%未満であれば該当するということでございます。その結果、25 アール未満の累計農家数の 364 戸の占有率は 32%を下回り、30 アール未満の累計農家数 357 戸が全体の 37.28%を占めてございます。したがって、本市の別段の面積の区域に限定した設定面積は、30 アールとなります。また、本市の 1 世帯当たり、1 責任者当たりになりますけれども、農地面積は 30.7 アールとなっております。設定地域につきましては、兵庫県が農業地域類型区分のうち、中山間地域の指定となっております。参考としまして、兵庫県下 41 市町の下限面積の状況、また但馬管内 3 市 2 町の下限面積を記載してございます。

申し訳ございません、8ページ目にお戻りください。(2)の空き家に付随する農地に限定した設定でございますが、①の耕作まではなされていないと見込まれる農地が相当程度存在していること。②のこれまで新規就農者等などの参入による農地の利用が別段の面積を定める区域内及びその周辺地域における農業上の法律的了かつ総合的な利用の確保に支障が生じるおそれがないこと。①、②のいずれにも該当することから、新規就農を促進するために適当と見られる面積とする。を採用してございます。したがいまして、本市の新規就農を促進するために、適当と認められる面積は、朝来市に移住・定住し、朝来市空き家バンクに登録された家屋に付随する農地を取得する場合に限って、別段の面積を1平方メートル以上としております。この空き家に付随する農地の取得につきましては、10ページ目に朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

なお、先ほど委員長のほうから報告がございましたけども、去年、12月27日に開催されました第4回の総会で、下限面積、別段面積の設定または修正の必要性について、農地委員会で検討することで皆様にご承認をいただきました。そこで、今年2月の18日に第4回農地委員会を開催し、朝来市の下限面積、別段の面積についてご審議をいただきました。農地委員会では、農地法3条許可要件や同規則下限面積、別段の面積試算表、本市の農家数、経営耕地面積、また新規就農促進の観点から検討をいたしました。その結果、区域に限定した設定区域を朝来市全域とし、設定面積は30アール、空き家に付随する農地に限定した設定区域は、空き家に付随する農地、設定面積は1平方メートルとし、令和3年の下限面積の設定を現行のとおりとすることで、提案されております。以上、補足の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。以上です。

○石原会長 今、事務局から法律等の詳しい説明等ありましたが、ご理解いただけましたでしょうか。毎年1回ここで設定するというこゝで、例年30アールと、それから空き家の数字というものが1平米ということゝで、変更せず今年もこれでいくという、そういう案でございます。

ご質問ございませんか。

原田委員。

○原田委員 先ほどの9ページの但馬管内、豊岡から朝来市までの下限面積の数字が出ておりますが、養父市だけ10アールということゝで少ない平米数になっておりますが、これ

についても同じく先ほどのご説明のように、こういう計算をされて出された数字なんですか。

○事務局 養父市の場合は、下限面積は 10 アール、空き家に付随する農地につきましては、朝来市は 1 平米ですけども、養父市の場合は地域によって設定を変えておられます。

○石原会長 分かりました。

○原田委員 そちらでも、10 アールのほうが、朝来市と隣接しとって数字が少ない件についてどないかなって。

○石原会長 同じ基準によって計算して出た答えが朝来と養父と違うっていうことやね。

○事務局 失礼しました。基準は農地法の、先ほど説明させていただきました 17 条の第 2 項について同じ考え方をするんですけども、ただ、農業委員会が定めとなっておりますので、養父市の農業委員さんがその 1 アール、1 平米で定められたその数字になります。当市の場合は、1 平米いう規定になっておりますし、それは各農業委員会が定めております。

○石原会長 100 アールと 10 アールとの違いです。空き家になっても違うことやね、そうやね。

○事務局 失礼しました。養父市のほうは全て 10 アールでございます。申し訳ございません。

○石原会長 それの基準を設定は養父と違うのかという質問やということですね。

○事務局 農地法で定められておりますので、基準は違うことはございません。全て一緒でございます。

○石原会長 朝来と養父と平均したらちょっと状況違うということですよ。

○事務局 はい。

○石原会長 そうということ。計算方式は国が定めた方式で、32 パーから、その間のものところに設定するということですね。

○原田委員 その違いがやっぱり住民の数なのか、その土地のせいなのかな、何か原因があるんですね。

○事務局 養父市さんの場合には、地域、朝来市も一緒ですけども、広い地域持っておられて、10 アールは適当というところもございますし、30 アール、50 アールというところの意見も出たようでございますけども、最低ラインの 10 アールということで下限面積を定められます。兵庫県下の中でも、認定農業者を基準にするのであれば 1 町歩以上とか、も

う一つ下のところは 50 アール以上とかといういろんな考え方を持っておられますので、その都度、農業委員会が定めているということでございます。

○石原会長 農業特区の関係は、関係ないのか、養父の場合ね。

○事務局 農業特区の関係も含めて、農業委員会が判断されているということでございます。

○石原会長 分かりましたかな。

○原田委員 ありがとうございます。結局、やっぱり農業委員会で決定するというので、この計算に基づいて 30 アールでないとかかんっていうことはないんですね。

○事務局 はい、ございません。30 アールというのは、朝来市は 30 アールが適当ということで定めておりますし、養父市さんは 10 アールが適当ということで定めておられます。また豊岡市農業委員会は 40 アールが適当ということで、下限面積を定めておられます。

○原田委員 分かりました、ありがとうございます。

○石原会長 そのほか、ございますか。

特にないようです。昨年と同様ということでございます。

36 号につきまして採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○石原会長 ありがとうございます。全員賛成にて、本件は承認されました。

続きまして、日程第 6 「議案第 37 号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第 18 条議事参与の制限の条文に基づきまして、細見委員、田中委員、西職務代理者の 3 人の委員が議案 37 号の関係者であることから、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。

議案第 37 号の提案理由の説明を、担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。

15 ページを御覧いただきたいと思います。それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。まず、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説

明させていただきます。まず、利用権を設定する農用地についてですが、田が 71,540 平方メートル、39 筆、畑が 7,805 平方メートル、7 筆となっております。合計として 79,345 平方メートル、46 筆。利用権の設定を受ける戸数として 14 戸、利用権を設定する戸数として 38 戸となっております。

続きまして、設定する利用権の概要について説明させていただきます。まず、利用権の内容について、使用貸借権が 46 筆、79,345 平方メートルとなっております。賃貸借権については、今回はございません。

続きまして、利用権の終期についてですが、R 5 年 3 月 31 日までのものが 3 筆、5,829 平方メートル。R 6 年 3 月 31 日までのものが 7 筆、16,650 平方メートル。R 7 年 3 月 31 日までのものが 2 筆、3,617 平方メートル。R 8 年 3 月 31 日までのものが 9 筆、15,119 平方メートル。R 10 年 3 月 31 日までのものが 2 筆、4,677 平方メートル。R 12 年 3 月 31 日までのものが 2 筆、2,822 平方メートル。R 13 年 3 月 31 日までのものが 9 筆、16,393 平方メートル。R 14 年 3 月 31 日までのものが 12 筆、14,238 平方メートルとなっております。

続きまして、16 ページを御覧いただきたいと思います。16 ページ、17 ページにつきましては、利用権の設定を受ける方と設定される方の賃借者の所在地の一覧表を記載しております。下の表の上段にはみどり公社が借り受けた土地となっております。そのみどり公社が借り受けられる土地の 1 行目、山東町野間の分につきましては●●●さん、続きまして、2 行目の山東町柵木と表の中段の山東町柵木の 8、9、10、11 分につきましては●●●●さん。続きまして、生野町柵原分につきましては●●●●●さん、山東町塩田の分につきましては●●●●●さん、山口分につきましては●●●●●さんが農地中間管理機構を通じて、借り受けられる予定となっております。

続きまして、18 ページを御覧いただきたいと思います。18 ページにつきましては、利用権の設定を受けられる方、耕作者の情報を記載しております。続きまして、19 ページを御覧いただきたいと思います。19 ページにつきましては、利用権を設定される方、所有者の情報を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議よろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

委員の皆さん、御意見なり御質問はございますか。よろしいですか。

それじゃあ、ないようですので、議案第 37 号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

それでは、退席した委員の方、呼び戻してください。

審議を続けます。日程第 7 「議案第 38 号、農業経営改善計画書の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第 38 号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。本来これを説明させていただく担当は小笠原となっておりますが、本日所用で欠席となっておりますので、代わりに西谷が説明させていただきます。

まず、23 ページを御覧いただきたいと思います。業者の認定に必要な農業改善計画書の申請がございましたので、農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 2 項の規定に基づきまして、農業委員会の意見をお伺いさせていただくため、議案上程しているものになります。申請者につきましては●●●●さんで、和田山町市御堂で奥さんと 2 人で農業をされております。●●さんにつきましては、亡くなられたお父さんの跡を継承し、農業をされております。また、奥さんの●●●●さんにつきましては農業法人に勤められたこともあり、農業の経験も技術もお持ちであります。資料 23 ページの中段を御覧いただきたいと思います。現状の所得は償却資産の影響もあり、43 万円と少ないですが、5 年後の目標は 504 万円となっております。504 万円の所得確保に向けての具体的な取組につきましては、23 ページ②の経営改善の方法で、生産方法の改善による収量増加、経費削減、品質の向上、単価の向上等を掲げられており、農業委員会の皆様にも御案内させていただきましたプロフ理論の講演会に積極的に参加され、プロフ理論の知識もお持ちになっておられます。

また、24 ページ、農地の現状、目標においても所有地 77 アール、借り上げ地の目標 216 アールとなっております。地元農家さんと調整を既に行っており、本計画よりも早く農地のめどが立ちそうとのことでもあります。また、今年度中に農作業及び乾燥機等を導入することも計画されており、今後に向けて稲刈り、もみすり、乾燥の作業受託も考えておられます。また、④の生産方式の合理化に関する目標では、記載のとおり、令和 3 年に拍動灌

水装置、作業場、畝立て整形機、マルチャー、ハウス1棟を導入するよう調整をされております。また、5年後の経営に向け、記載のとおり、計画的に農業機械等を導入する予定となっております。

続きまして、25 ページを御覧いただきたいと思います。合理化の方法として、水稲では現在外部に委託しているものを自分で作業できるように、また野菜についてはハウスによる長期間収穫を目指そうとされております。

続きまして、26 ページにつきましては目標達成に必要な土地が記入されております。減農薬特別栽培農産物の生産に移行すると書かれておりますが、既に昨年から取り組まれており、神戸大手個配業者などにも出荷する予定で生産をされております。また、生産方式の合理化では、講習会等の積極参加となっており、県、市が主催する研修会等では全て出席をされ、勉強にも励んでおられます。経営管理の合理化では、農業を継承し、農業生産に注力していたため、今後はパソコンを活用し経営管理を行うこととしており、今後はパソコンの簿記ソフト、休日制の導入をすることとあります。●●さんにつきましては、27 ページ掲載の●●さんが農業を継承され、農業をされておりましたが、●●さんも仕事を退職され、夫婦で農作業を行っておられます。

最後に、28 ページを御覧いただきたいと思います。28 ページには、収支計画を記載しておりますが、ここに記載の品目につきましてはおおむね販路が固まっており、単価も記載の内容となっております。既に農作業完売の実績もあり、計画どおりの収量を確保できれば計画の達成は見込めると、普及センター及び市で認識しているところです。最後に目標ですが、プロフ理論を取り入れ、高品質、多収穫を目指されており、高品質でロスのない栽培を目指し、販売収量を確保する計画となっております。また、計画につきましては、朝来普及センターと数か月の協議を行っており、計画も妥当であると考えております。

農業委員の皆様方には、農業者を代表する機関として本計画に対し、御意見をいただきたいと存じましたので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○石原会長 ありがとうございます。

委員の皆さんから御意見なり御質問はございませんか。

私もあまり本人とは親しくはないんですけども、ちょっと知ったところによりますと、大変農業に熱心で前向きに取り組まれております。野菜の数も多いですし、水稲なんかも特別栽培米にも、将来拡大していこうという、そういう意欲も大変あります。真剣に農業

に取り組み、新規農業参入者への指導なんかもされておるんだとお聞きしております。

西村委員。

○西村委員 私ども、地域でいろいろ加工品の勉強をしとんですけども、ここに上がっておられます乾燥品ですよ、これはどういったものを乾燥して、販売される予定になっているんでしょう。

○石原会長 分かりますか。野菜とかですかね。乾燥野菜。乾燥野菜、チップに製造やね。いろんな野菜という意味と違うかな、はっきりこれって限定せずに。野菜とチップの製造やね。

○西村委員 そうです、私とこの地域でも興味がありますので、製造方法を教えてください。

○石原会長 はい、そしたら後ほどということ。

○担当課 すみません、後ほど確認させていただきます。

○石原会長 そのほか、ございますか。

特にないようですので、議案第 38 号について意見をまとめます。議案の内容につきましては、適当かまたは不適当かという形の採決になります。

まず、適当であるに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 ありがとうございます。

不適当であると思う方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 それでは、特にないようです。一応適当であるということですので、本件は適当と決定されました。ありがとうございます。どうも御苦労さん。

以上で、本日の議案審議は全て終了しました。

次に、農地委員会から資料 30 ページ、農地転用事業進捗状況（完了）報告書未提出者リスト、続けて 35 ページの違反転用農地一覧表の説明をお願いいたします。

○西委員長 失礼します。農地委員会のほうから、先ほど議長が報告されてましたように 2 件の案件を御報告申し上げます。失礼ですけど、座って説明させていただきます。

まず、31 ページを御覧ください。訂正がございますので 32 ページです。32 ページの枠外に小さい字で書いてあります。40 件のうち進捗状況（完了）報告書未提出者 24 件を 16 件に訂正をお願いします。それから、取下げ検討中 3 件、未完了報告済み 13 件、こうなっ

とりますが、13件を12件に訂正をお願いします。

報告書の提出は、令和3年の1月末というふうにしておりましたが、その後何人か報告がありまして、訂正を行ったような次第でございます。申し訳ありませんでした。

それでは、30ページ、令和2年の11月末現在の未提出者、合計で74人に対しまして、12月に進捗状況報告の依頼をさせていただきました、その結果、完了報告者31名、報告書の未提出者16名、取下げ検討中が3名、未完了の報告済みが12名となっております。この報告の未提出者16名に対して再度報告をするようにということで、指導・助言を担当地域の農業委員さん、推進委員さんのほうにお願いしたいというふうに思っております。

また、未完了の報告済みの方12名ございますが、その方については1年ごと進捗状況を報告するようになっておりますので、こちらについてもよろしくお願いたします。

それから、皆さんの机の上には、各担当の未提出の一覧表を配付しておりますので、それを御参考に、よろしくお願い申し上げます。以上、農地転用事業進捗状況の報告について説明をさせていただきました。

○西村委員 その前に、ここよろしいか、提出者の取下げ変更中3名あるんやけど、どうやら2件しかないけど、どなたかあるんですか。

○事務局 申し訳ございません。西村委員の御指摘のとおり、3件ではなく2件ということでお願い申し上げます。

○西村委員 了解しました。

○西委員長 あと、先ほどの説明で何か御質問はありませんか。

ないようですので、次、違反転用につきまして御説明をさせていただきます。

御説明する前にちょっと訂正をお願いします。申し訳ございません。35ページの番号⑩山東町野間のずっと右手のほうに行きまして、借受者氏名の牛舎跡地を、これは備考の欄に記入すべきものですので御訂正をお願いします。

違反転用につきまして、一覧表を御提出させていただきましたけど、筆数は29筆、現在の面積、27,824平米となっております。平成元年には、違反転用の農地が31,044平米ございましたので、農業委員、推進委員さんの御努力のおかげで、3,220平米の違反転用が解消されたというふうになっております。ありがとうございます。

しかしながら、ここ、見てもらいましたら、古い違反転用の案件もございます。合併前からの違反転用については、今になっては、原因、転用、年月日、指導の内容等が分かるものがございませんので、この件につきましては、粛々と対応していく以外にないだろう

というふうに思っております。

そして、平成 29 年 6 月に全ての違反転用の方につきまして勧告書を送付し、農地法に違反しております農地であることを再度認識していただいております。この用紙、35 ページの右上に、括弧で取扱注意というふうになってございます。くれぐれも取扱いに注意をお願いして、各委員さんが個別に対応されないほうが、特に合併前の案件については触れないほうがいいのではないかなというふうに考えております。

それから、36 ページ、37 ページ、38 ページ、写真を 40 ページまで添付しておりますが、大変、申し訳ないですがカラー写真でないので非常に分かりづらいかと思っておりますけど、担当地区の方は一度また現場確認をしておいていただいたらありがたいかなというふうに思っております。以上です。

何か御質問等はありませんか。

○西村委員 29 番のね、兵庫県のほうから原状回復勧告が出てますやん。それについて何の音沙汰もない。事務局は知ってないですかね。罰則とかあるんやったらそれに行くんだろうか。

○事務局 失礼いたします。この案件につきましては、以前、平成 21 年から農業委員会のほうで検討いたしまして、その中で本人さんに、農業委員会会長なり担当の委員さんが面接、面談をされまして、農地へ復元するよう求めたにもかかわらず農地に戻されないということでございまして、兵庫県に違反転用事案として報告をさせていただいております。それで、県はそれを受けまして、本人さんに面談なりまた連絡をし農地への復元をするように指導はしております。

その先の強制代執行というところまでの話はまだ聞いておりません。粛々と指導はしていくということなので、何回面談したとか、何回連絡したとかいう報告は農業委員会にはありません。今の現状はそのまま継続で行政指導しているということです。以上です。

○西村委員 ありがとうございます。

○西委員長 ほか。

○西村委員 あと 1 点ね、地区の昔からブラックリストに載っとる人の名前が書いてあるんやけど、24 番とか 26 番はどういう質問だったか、宅地造成しとってんやけど、24 番なんか写真のほうでは資材置場になったんやけど、どっちなんや、見ようによっては、宅地か宅地造成か何かのやに見とんやけど。

○西委員長 ほんまですね、24 番は写真で見る限り資材置場。でも説明では宅地造成に

なってるんで、どっちがあれなんかね。

○事務局 失礼いたしました。リストは宅地造成としております。現況写真につきましては、宅地までいかない荒れ地的なことになっておりますけれども、現地を確認いたしますと売り地という看板上げておられますので、宅地造成と把握はさせていただいております。現況写真のほうにつきましては、誤りということで御理解いただきたいと思います。

○西村委員 すみませんでした。

○西委員長 米田隆至委員。

○米田（隆）委員 ちょっと報告とおわびを申し上げたいと思います。12月の●●●さんの田んぼでございますが、●●さんに農地への復元をお願いいたしましたところ、少し時間がかかりましたが、2月10日に●●さんと私とで現状が農地として復元されていることを確認いたしました。先日、私、総会を欠席いたしましたので報告が遅れましたが、2月10日にこの旨を確認いたしておりますので、抹消をしていただきたいと思います。お願いいたします。

○西委員長 はい、ありがとうございます。御苦労さまでした。12番につきましては、違反転用が解消されたという御報告でございました。

そのほか別がない。ないようですので、議長のほうにお返しします。

○石原会長 すみません。この資料は、こういうものがあるということのをちょっと理解していただくというので出ただけですので、あまり難しく考えないようにしていただきたいと思います。この解消されたこと、すごいことだと思います。何年も昔からそのままのものが出とるで、本当にもう御苦労さんでございました。ありがとうございました。

○石原会長 以上で今日の会議を終了いたします。

閉会に当たりまして、西職務代理者 。

○西職務代理者 <閉会挨拶>

(午後3時23分終了)